

令和5年度第1回区民との意見交換会

不適正搬入防止に向けた取組

令和5年3月10日
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課搬入指導係

施設管理部管理課からは、ホームページに掲載しております「不適正搬入防止に向けた取組み」について、ご説明します。

目的

- 本資料は、搬入物検査等により検出した不適正ごみについて、いくつかの事例を取り上げた資料です。区民の皆さまにおかれましては、不適正ごみの搬入防止と、安全で安定的な清掃工場の操業のため、廃棄物を排出する際の参考としてご活用ください。
- 事業系一般廃棄物を処理施設に搬入する持込業者におかれましては、排出事業者への周知に御活用いただく等、適正搬入のための資料としてご参照ください。

【凡例】

処理施設	東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する清掃工場及び中防処理施設（不燃ごみ処理センター・粗大ごみ破碎処理施設・選別機）
工場	東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する清掃工場
持込み	東京23区内の事業者が排出した 事業系ごみ （事業系一般廃棄物）を排出事業者が自ら運搬、または、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託して運搬し、処理施設に搬入すること
区収集	東京23区民が排出した 家庭ごみ を各区が収集・運搬し、処理施設に搬入すること
不適物	処理施設の受入基準に適合しない廃棄物
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
条例	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例
規則	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則
要綱	東京二十三区清掃一部事務組合事業系一般廃棄物の持込みに関する取扱要綱

当組合では、不燃ごみや搬入可能な寸法を超えるごみなど、工場で焼却できないごみが搬入されることを防ぐため、搬入物が適正かどうかを確認する、搬入物検査を各工場で実施しています。

本資料は、搬入物検査で検出された不適正ごみの事例を取り上げた資料であり、区民の皆さまに、ごみを出す際の参考として、御活用いただきたくことを目的とした資料です。

本日はこちらの資料をもとに、不適正ごみの現状と事例についてお話しします。

目次

1 不適正搬入の現状等	… P 4
(1) 不適正搬入の現状	… P 5
(2) 不適正搬入による影響	… P 6
(3) 搬入物検査とは	… P 7
2 区収集における不適正ごみ	… P 8
3 持込みにおける不適正ごみ	… P 28
4 焼却灰等の資源化に係る課題	… P 40
5 その他（処理施設の停止につながる不適正ごみ等）	… P 43
(1) 水銀による影響	… P 44
(2) リチウムイオン電池による影響	… P 45
(3) 不適正搬入による違反事例	… P 46
(4) 関係条文	… P 47

本日はまず、不適正搬入の現状や、不適正ごみが搬入されることによって工場にどのような影響があるのかなど、不適正搬入の現状についてお話しします。その上で、本日のメインとなる23区の家ごみの不適正搬入事例について御紹介するとともに、事業者が出すごみの事例についても併せて紹介します。

最後に、近年の重要課題として、焼却灰に混入する不適正ごみや、水銀・リチウムイオン電池の処分についてお話ししたいと思います。どうぞ最後までお付き合いください。

1 不適正搬入の現状等

それでは始めに、1の「不適正搬入の現状等」について御説明いたします。

(1) 不適正搬入の現状

- 例年、工場では**計2,000件を超える検査を実施**しています。
※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、検査数が少なくなっています。
- 不適正搬入率〔不適正搬入の発生件数÷検査数〕は、持込みよりも**区収集の方が高い割合**となっています。

1 搬入物検査の実施状況（検査数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
持込み	1,091	980	520	561	502
区収集	2,702	2,458	1,032	1,733	1,527
合計	3,793	3,438	1,552	2,294	2,029

※令和4年度は12月末時点の数字

2 不適正搬入の発生件数（括弧内数字は不適正搬入率）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
持込み	69(6.3%)	55(5.6%)	19(3.7%)	7(1.2%)	38(7.6%)
区収集	949(35.1%)	814(33.1%)	324(31.4%)	461(26.6%)	423(27.7%)
合計	1,018(26.8%)	869(25.3%)	343(22.1%)	468(20.4%)	461(22.7%)

※令和4年度は12月末時点の数字

「搬入物検査の実施状況」の表にありますとおり、例年、工場では、2,000件を超える検査を実施しています。ここで、区収集とは、東京二十三区内の区民が排出した家庭ごみの収集、持込みとは、東京二十三区内の事業者が排出した事業系ごみの収集を指します。

下の表は、不適正搬入の発生件数を検査数で割った“不適正搬入率”をまとめた表です。不適正搬入率は、事業系ごみである持込みよりも、区民の家庭ごみである区収集の方が高い割合となっています。

(2) 不適正搬入による影響

- 不適正搬入により**工場が停止**すると、停止した工場に搬入していた分の廃棄物を別の工場へ搬入することとなり、**収集時間の遅れや運搬コストの増加**につながります。
- 工場の再稼働には**多額の燃料費を要し、復旧に多くの時間と人員を費やすこととなります。**このように不適正搬入は、**ごみの収集運搬や工場の運営に重大な影響**を及ぼします。

【清掃工場内で発見された不適物】

不燃物



焼却炉から抽出された不燃物

- 不燃物は焼却されないため、**焼却炉内に堆積し、動作不良を起こして停止する**可能性があります。

搬入可能な寸法を超える廃棄物



焼却しきれずに残った布のかたまり

- 搬入可能な寸法を超える廃棄物が搬入されると、**設備機器内で詰まる**可能性があります。
- 針金や布などの不適物が絡まり、雪だるま式に大きくなることで設備機器内で詰まり、工場の稼働が停止した事例もあります。

次に、不適正搬入が工場に与える影響についてお話しします。

下の写真は、清掃工場内で発見された不適正ごみの写真です。鍋や陶磁器などの不燃ごみは、工場の焼却炉で燃やし切ることができず、焼却炉内に堆積して、設備が動作不良を起こす可能性があります。また、搬入可能な寸法を超えるごみが搬入されると、設備機器内で詰まる可能性があります。一度工場が停止すると、再度焼却を始めるのに大量の都市ガスを使用することとなり、多額の費用が発生します。また、工場が停止している間、本来工場に入れるはずであったごみは、距離の遠い別の工場に運ぶこととなり、その分の運搬費用も発生します。

このように、不適正ごみの搬入は工場の運営に重大な影響を及ぼします。こうした事態を防ぐため、各工場では、搬入物に係る検査を実施しています。次に、この検査についてご説明します。

(3) 搬入物検査とは

- 工場では、安全かつ安定した稼働のため、**不適物が搬入されていないか、日常的に検査を実施**しています。
- 検査は区収集と持込みの両方を対象としています。工場に持ち込まれた廃棄物を検査スペースでサンプルとして確保し、作業員が不適物の有無を確認します。



検査サンプルの確保



不適物の有無の確認

各工場では、区収集と持込みの両方に対して、搬入されたごみが工場で定める受入基準に合致しているか、日常的に検査を行っています。この検査のことを、搬入物検査と呼んでいます。

搬入物検査は、工場へ搬入に来た車両から無作為に抽出し、実施しています。検査対象となった車両は、検査用ゲートに誘導され、本来であれば、ごみを貯蔵する場所であるバンカ（スライドの写真ですと黄緑色の扉の向こう側になります）、このバンカに落とすごみの一部もしくは全部を、検査サンプルとして確保します。この検査サンプルを、職員が手作業で確認します。発見された不適正ごみは、写真を撮って記録し、搬入した区もしくは事業者に報告します。指導後も改善が見られず、繰り返し不適正ごみを搬入する場合は、顛末書の提出や警告書の交付を行い、改善がみられるまで集中的に検査を実施し、徹底した指導を行います。


このように、搬入物検査は不適正ごみを水際で防ぐ重要な作業であり、職員も責任感を持って作業に取り組んでいます。

2 区収集における不適正ごみ

【資料の見方】

件名	
発生日	不適正搬入の発生日
発生施設	不適正搬入が発生した工場
不適物の内容	不適正搬入を行った車両に積載されていた全ての不適物を記載しています。特に御確認いただきたい不適物を 太字 にしています。

写真
(「不適物の内容」のうち、太字の不適物の写真)

 不適物の分類や根拠法令等について記載しています。

以上が不適正搬入に係る現状の説明です。

これを踏まえて本日のメインである「区収集における不適正ごみ」の事例を紹介します。

冒頭でもお話ししたように、これから紹介するのは搬入物検査により検出した不適正ごみの事例です。各スライドに記載している「不適物の内容」には、その検査で検出したすべての不適物を記載しています。特に着目いただきたいものは太字にし、写真とともに掲載しています。

不燃物① <乾電池>

発生日	令和4年8月12日
発生施設	渋谷清掃工場
不適物の内容	乾電池126本（箱に入った状態で発見されました。）



乾電池（水銀を使用している製品を除く）は**不燃ごみ**として廃棄してください。

なお、ボタン電池・小型充電式電池（二次電池）は火災の原因となる可能性があるため（P.45参照）、各区のルールに従って廃棄してください。



乾電池は規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

それではまず、不燃ごみが燃やすごみとして搬入された事例をいくつか紹介します。①は乾電池です。箱に入った状態の乾電池126本が燃やすごみとして搬入された事例です。乾電池は、燃やすごみではなく、不燃ごみとして廃棄をお願いします。ただし、ボタン電池や小型充電式電池、また水銀を含む電池については、各区のルールに従って廃棄してください。特に小型充電式電池は、衝撃が加わると発火する可能性があるため、慎重に処分いただく必要があります。

不燃物② <金属製品>

発生日	令和4年6月15日
発生施設	板橋清掃工場
不適物の内容	フライパン1個（直径28cm×46cm）、テレビアンテナ線1本（3m80cm）、折りたたみ傘1本



鍋等の金属製品は、**不燃ごみとして廃棄**してください。



金属製品は規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

②は金属製品です。フライパンやテレビアンテナ、折り畳み傘が搬入されました。

不燃物③ <金属製品、陶磁器>

発生日	令和4年6月17日
発生施設	杉並清掃工場
不適物の内容	布団1枚(120cm×100cm)、毛布2枚(70cm×90cm)、ベッドパッド1枚(100cm×190cm)、スコップ(鉄)2個、熊手(鉄)1個、陶磁器3個、びん1本



! 金属製品、陶磁器は規則第8条第1号イ(8)の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

③は金属製品、陶磁器です。写真はスコップ、熊手、陶磁器になりますが、搬入可能な寸法を超える布団、毛布、ベッドパッドも搬入されました。

不燃物④ <電化製品、ガラス製品>

発生日	令和2年9月26日
発生施設	豊島清掃工場
不適物の内容	布団1枚、ファイル5冊（一部金属）、 ジョッキ1個（ガラス製）割物 、 DVDプレイヤー1台（20cm×23cm×6cm）コード付 、びん9本、缶45個、スプレー缶2個（空）



小型の電化製品、ガラス製品は**不燃ごみ等として廃棄**してください。（大きさによっては粗大ごみ又は小型家電として回収されますので、各区のルールを確認してください。）

電池を使用している電化製品で、電池を取り外せるものは、取り外して廃棄してください。また、区によっては、区の施設で電化製品の回収を行っている場合もあります。

! 電化製品、ガラス製品は規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

④は電化製品、ガラス製品です。写真はDVDプレイヤー、割れたガラス製ジョッキですが、そのほかにも缶・ビンなどの不燃ごみが搬入されました。これらは清掃工場の炉で完全に焼却することが困難なため、焼却炉内で堆積してしまう可能性があります。これらは燃やすごみではなく、不燃ごみとして廃棄してください。

不燃物⑤ <電化製品>

発生日	平成28年 6月24日
発生施設	目黒清掃工場（建替前）
不適物の内容	テニスラケット1個（29cm×72cm）、針金ハンガー1本、コード7本（100cm～200cm）、イヤホン5個（60cm～100cm）、CDプレーヤー1個、髭剃り（シェーバー）1個（コード200cm）、携帯電話1個、びん1本



小型の電化製品は**不燃ごみ等として廃棄**してください。
 （大きさによっては粗大ごみ又は小型家電として回収されますので、各区のルールを確認してください。）

! 電化製品は規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

⑤は電化製品です。写真はイヤホン、CDプレーヤー、髭剃り器、携帯電話になりますが、そのほかにもラケットなどの不適正ごみが搬入されました。ごみ袋に入るサイズのごみなので、燃やすごみとして出たくなってしまいかもしれませんが、これらは不燃ごみとして扱うようにお願いします。

不燃物⑥ <電化製品>

発生日	令和3年12月9日
発生施設	豊島清掃工場
不適物の内容	送風機1台



小型の電化製品は、**不燃ごみ等として廃棄**してください。

(大きさによっては粗大ごみ又は小型家電として回収されますので、各区のルールを確認してください。)



電化製品は規則第8条第1号イ(8)の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

⑥は電化製品です。写真は送風機になります。

不燃物⑦ <電化製品>

発生日	令和4年8月19日
発生施設	足立清掃工場
不適物の内容	炊飯器1台（タオルにくるまれた状態で発見されました。）



小型の電化製品は、**不燃ごみ等として廃棄**してください。

（大きさによっては粗大ごみ又は小型家電として回収されますので、各区のルールを確認してください。）



電化製品は規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

⑦も電化製品です。写真は炊飯器になります。タオルにくるまれた状態で家庭ごみの中から発見されました。排出者は、燃やすごみでないことを知りながら、故意に廃棄した可能性があります。作業員も誤って収集しないように注意をしていますが、このように隠されてしまうと外見では判断できない場合もあります。ぜひ区民の皆様には、適正にごみを排出いただきたいと思います。

不燃物⑧ <複数種類の不燃物>

発生日	平成31年4月9日
発生施設	品川清掃工場
不適物の内容	針金ハンガー2本、金属皿1枚、不燃物のイヤホン2個、炊飯器1台 (直径21cm×25cm)、ヘルスメーター1台(28cm×32cm×8cm)、缶1個



! これらは規則第8条第1号イ(8)の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、受入禁止物です。

⑧は複数種類の不燃ごみです。針金ハンガー、金属皿、イヤホン、炊飯器、ヘルスメーター、缶などが搬入されました。なお、小型家電は不燃ごみとなりますが、大きさによっては、粗大ごみ又は小型家電として回収されます。廃棄の際は各区のルールをご確認ください。

区収集における不燃ごみの事例は以上となります。

搬入可能な寸法を超える廃棄物①

発生日	令和4年4月13日
発生施設	練馬清掃工場
不適物の内容	<u>電気カーペット1枚 (120cm×135cm)</u>



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

次に搬入可能な寸法を超えるごみの事例になります。①は電気カーペットです。1メートルを超える大きさの物が搬入されました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物②

発生日	令和4年9月9日
発生施設	光が丘清掃工場
不適物の内容	すだれ2個 (90cm×180cm)、コード1本、缶2個



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

②はすだれです。180cmの物が2枚搬入されました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物③

発生日	令和4年8月18日
発生施設	多摩川清掃工場
不適物の内容	ビーズクッション1個



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

③はビーズクッションです。サイズが搬入可能な寸法を超えていることに加え、ビーズクッションの中身は粒状の発泡スチロールであり、工場に搬入されるとバンカ内で飛散・浮遊する可能性があります。ビーズクッションを廃棄する際は、各区のルールに従って処分をお願いします。

搬入可能な寸法を超える廃棄物④

発生日	令和4年10月31日
発生施設	中央清掃工場
不適物の内容	クッション1個(60cm×85cm×27cm)、 ルーター1個(14cm×15cm×6cm/コード2本付)



袋に入った状態のクッション



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

④もクッションで、搬入可能な寸法を超えていました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑤

発生日	平成31年 9月18日
発生施設	大田清掃工場
不適物の内容	テント2個（200cm×260cm、220cm×250cm）、テント部品33個（46cm～63cm/金属パイプ）、テント組み立用かなづち1個、テント付属部品20個（金属釘）、びん3本、缶5個



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ（9）の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

また、テント部品（金属パイプ、金属釘）、かなづちは、規則第8条第1号イ（8）の**焼却に適さない物**、要綱第6条第1項第1号の**不燃物**に該当し、いずれも受入禁止物です。

⑤はテント2個と、不燃ごみであるテント付属品等一式が搬入された事例です。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑥

発生日	令和4年10月13日
発生施設	多摩川清掃工場
不適物の内容	珪藻土マット1枚



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

⑥は珪藻土マットです。メーカーによってはアスベストが含有されている恐れがある製品です。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑦

発生日	令和4年10月13日
発生施設	葛飾清掃工場
不適物の内容	びん1本、缶2個、布団1枚、 タイヤ切断くず自転車タイヤチューブ複数 (60cm×60cm×40cm)



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

⑦はタイヤ切断くずである自転車タイヤチューブと不燃ごみ等です。タイヤチューブは切断されていますが、なお60cm以上あり、搬入可能な寸法を超えています。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑧

発生日	令和4年11月5日
発生施設	北清掃工場
不適物の内容	プランター4個 (22cm×67cm×13cm)、スプレー缶1個 (空)



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

⑧はプランター4個が搬入された事例です。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑨

発生日	平成31年9月6日
発生施設	江戸川清掃工場
不適物の内容	電子オルガン1個 (31cm×82cm×11cm)、ベッドパッド1枚、缶2個



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

⑨は電子オルガンです。この電子オルガンは、カバー等の梱包がされておらず、写真の状態で廃棄されていました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑩

発生日	令和2年6月24日
発生施設	港清掃工場
不適物の内容	キックボード1個 (15cm×57cm×13cm)、電球1個、缶1個



袋に入った状態のキックボード



搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。

⑩はキックボードです。こちらは袋に入った状態で搬入されました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物⑪

発生日	令和2年7月2日
発生施設	豊島清掃工場
不適物の内容	座布団5枚、長座布団3枚、毛布6枚、マット2枚、モップ2本、電動ポンプ1個、ポンプ1個、ほうき4本、木刀1本、プランター1個、植木1個



! 搬入可能な寸法を超えるため、規則第8条第1号イ(9)の**施設の管理運営に支障を来すおそれのある物**、要綱第6条第2項第1号の受入基準の**形状・寸法を超える物**に該当し、受入禁止物です。


最後に複数の搬入可能な寸法を超えるごみと不燃ごみが搬入された事例です。排出者は引っ越しに伴い、不要となった物品を廃棄したようです。以上が「区収集における不適正ごみ」の事例となります。

3 持込みにおける不適正ごみ

【資料の見方】

件名	
発生日	不適正搬入の発生日
発生施設	不適正搬入が発生した工場
不適物の内容	不適正搬入を行った車両に積載されていた全ての不適物を記載しています。特に御確認いただきたい不適物を 太字 にしています。
排出場所	不適物を排出した事業者の業種等を記載しています。

写真
(「不適物の内容」のうち、太字の不適物の写真)

 不適物の分類や根拠法令等について記載しています。

次に3の「持込みにおける不適正ごみ」です。

清掃工場では、区民のごみを受け入れた上で、なお工場の搬入量に余力がある場合に、事業者が出すごみを受け入れています。ご自身のお勤め先でのごみ処理が適切か、普段よく行く飲食店やスーパーでは、しっかりごみを管理しているのかなど、これを機に事業系のごみにも関心をお持ちいただけますと幸いです。

産業廃棄物① <廃プラスチック類>

発生日	令和4年3月6日
発生施設	新江東清掃工場
不適物の内容	トレイ70袋 袋7袋 (中身入)
排出場所	流通業



! 食品トレイは**産業廃棄物の廃プラスチック類**に該当し、受入禁止物です。
民間の産業廃棄物処理施設への搬入をお願いします。

まず、①は賞味期限切れの食肉がラッピングされた食品用トレイが搬入された事例です。食品トレイは「廃プラスチック類」であり、工場では搬入禁止としている産業廃棄物にあたります。

産業廃棄物② <廃プラスチック類>

発生日	令和2年7月19日
発生施設	新江東清掃工場
不適物の内容	ビニール類10ℓ袋4袋・30ℓ袋2袋、発泡スチロール45ℓ袋3袋・70ℓ袋7袋、 廃プラ類20ℓ袋1袋・30ℓ袋1袋、缶1個、ペットボトル3本
排出場所	不明



発泡スチロールは**産業廃棄物の廃プラスチック類**に該当し、受入禁止物です。
民間の産業廃棄物処理施設への搬入をお願いします。

②は発泡スチロールで、こちらも産業廃棄物の「廃プラスチック類」に該当します。発泡スチロールのほか、ビニール類、廃プラスチック類等も多く搬入されました。

産業廃棄物③ <廃プラスチック類>

発生日	令和4年7月23日
発生施設	有明清掃工場
不適物の内容	自動車用タイヤ（6個）
排出場所	持込業者所有の産業廃棄物収集運搬車両



廃タイヤは**産業廃棄物の廃プラスチック類**に該当し、受入禁止物です。
民間の産業廃棄物処理施設への搬入をお願いします。

③も「廃プラスチック類」で、自動車用廃タイヤ6本です。タイヤは、廃棄物を搬入した事業者が所有する車両のもので、事業者が整備後に積んだまま失念し、そのまま誤って搬入したようです。

産業廃棄物④ <金属くず、廃プラスチック類>

発生日	令和4年12月18日
発生施設	新江東清掃工場
不適物の内容	マグカップ1個（金属）、グラス3個、電池2本（単一）、びん・缶・ペットボトル入り20ℓ袋2袋・45ℓ袋4袋、プラ容器7個、びん50本、スプレー缶10個（空）、 缶505個、ペットボトル196本 、ペットボトル入り45ℓ袋1袋
排出場所	飲食店



! 缶は**産業廃棄物の金属くず**、ペットボトルは**廃プラスチック類**に該当し、受入禁止物です。民間の産業廃棄物処理施設への搬入をお願いします。

④は缶505個、ペットボトル196本、その他にも大量の産業廃棄物が搬入された事例です。これらは歌舞伎町のごみで、新型コロナに伴う行動規制が緩和された年末の忘年会シーズンであったことや、ワールドカップの開催日で急激なごみの増加があったこと、また、歌舞伎町の作業では、長時間作業を行うと罵声や暴言、絡まれることがあり、早く収集を終えたい思いから中身を確認せずに収集したようです。

産業廃棄物⑤ <金属くず、ガラスくず>

発生日	令和3年4月9日
発生施設	新江東清掃工場
不適物の内容	布団1枚、毛布2枚、針金ハンガー34個、プラ容器・びん・缶・ペットボトル混入 20ℓ袋2袋、30ℓ袋1袋、 缶詰類・びん混入10ℓ箱9箱（中身入） 、プラ容 器6個、廃プラハンガー13個
排出場所	不明



! 缶は**産業廃棄物の金属くず**、びんは**ガラスくず**に該当し、いずれも受入禁止物です。
民間の産業廃棄物処理施設への搬入をお願いします。

⑤は金属くず、ガラスくずです。缶詰とびんの入ったダンボール箱9箱と、大量の不燃性産業廃棄物などが搬入されました。故意に搬入したとしか考えられず、悪質な事例です。

搬入可能な寸法を超える廃棄物①

発生日	令和2年7月7日
発生施設	世田谷清掃工場
不適物の内容	ベッドマット1個（バンカのクレーンの爪に刺さった状態で発見されました。）
排出場所	不明



! 搬入可能な寸法である**50cmを超える**ため、受入禁止物です。

次に搬入可能な寸法を超える廃棄物の事例です。①はベッドマットです。ごみを掴んで炉に投入するクレーンの爪に刺さった状態で発見されました。

搬入可能な寸法を超える廃棄物②

発生日	令和3年8月12日
発生施設	足立清掃工場
不適物の内容	ベッド4台(解体)、オイル缶1個(中身入)、金属棚1個(18cm×30cm×15cm)、廃プラ類・缶・ペットボトル混入30ℓ袋1袋、ビニール類20ℓ袋2袋・30ℓ袋1袋・45ℓ袋2袋、発泡スチロール20ℓ袋1袋、廃プラ容器2個、ポリ容器1個(4.5ℓ)、缶2個、カセットボンベ5ℓ袋1袋(空)
排出場所	不明



! 搬入可能な寸法である**50cmを超える**ため、受入禁止物です。

②は解体されているものの、事業系ごみの搬入可能な寸法である50cmの長さを超えるベッド4台と、大量の産業廃棄物が一緒に搬入された事例です。店舗などのごみを収集・運搬していた運転手が、自身の自宅で使用していたベッドが不要となったため、店舗等のごみと一緒に捨てようとしていました。

ロール状の廃棄物

発生日	令和4年8月28日
発生施設	千歳清掃工場
不適物の内容	クロス紙6本（直径3cm～直径8cm×110cm～122cm）、ビニール類・発泡スチロール混入45ℓ袋1袋、 梱包資材29本（直径2cm～直径6cm×34cm～48cm/ビニール製） 、缶1個、ペットボトル9本
排出場所	駅ビル



ロール状のものは**コンベヤや破碎ハンマーに絡む**ため、要綱第6条第2項第1号の受入基準で定める**搬入不可な形状**に該当します。

次にロール状のごみです。30～50cmほどの梱包資材29本と、1mを超えるクロス紙6本と一緒に搬入されました。ロール状のものは工場のコンベヤや破碎ハンマーに絡むため、工場への搬入を不可としています。

感染性廃棄物

発生日	平成31年 3月19日
発生施設	品川清掃工場
不適物の内容	禁止物の医療系廃棄物5ℓ袋1袋 、ガスライター1個（中身入）、筒2個（直径6cm×20cm）、ザル1個（直径14cm×40cm）、工具類5ℓ袋1袋、靴9個、混入袋20ℓ袋1袋（ペットボトル、びん、皿/割れ物）、ヘアードライヤー1個（コード付）、弁当がら30ℓ袋1袋、ビニール類30ℓ袋8袋、70ℓ袋1袋、プラスチック容器9個、びん6本、缶45個、10ℓ袋1袋、スプレー缶3個（空）、ペットボトル多数
排出場所	不明



感染性廃棄物は特別管理一般廃棄物に指定されており、受入禁止物です。
民間の許可業者に処理を依頼してください。

次に感染性廃棄物です。感染性廃棄物は特別管理一般廃棄物に指定されており、工場では受入ができないため、民間の許可業者に処理を依頼すべき廃棄物です。感染性廃棄物の他にも大量の産業廃棄物が一緒に搬入されました。

その他① <産廃大量搬入>

発生日	令和4年4月11日
発生施設	大田清掃工場
不適物の内容	ガスライター1個(中身入)、カーペット1枚(190cm×245cm)、フェルト4本(直径9cm~20cm×35cm~77cm)、コード2本、電球1個、長靴3個、ビニール類5ℓ袋3袋・10ℓ袋2袋・20ℓ袋2袋・45ℓ袋1袋、廃プラ容器5個、廃プラ類60ℓ袋1袋、ポリ容器2個、プラハンガー30ℓ袋1袋、缶13個、プラカゴ1個(31cm×26cm×18cm)、ペットボトル5ℓ袋1袋
排出場所	不明



最後に、大量の産業廃棄物が搬入された事例の紹介です。①の事例では中身の入ったライターも搬入されました。

その他② <産廃大量搬入>

発生日	令和4年8月5日
発生施設	大田清掃工場
不適物の内容	延長コード1本、ビニール類・廃プラ類混入20ℓ袋2袋、発泡スチロール2箱分、プラ容器9個・20ℓ袋1袋、カゴ1個（44cm×34cm×14cm）プラ製、ポリ容器3個、おぼん1個（30cm×43cm/プラ製）、缶8個・20ℓ袋1袋、ペットボトル10本・20ℓ袋1袋
排出場所	不明



②も大量の産業廃棄物が搬入された事例です。①・②のいずれも、故意に搬入された悪質な事例です。

これで、不適正搬入事例の紹介は以上となります。

4 焼却灰等への不適物の混入

それでは最後に、近年の清掃工場が抱える課題等について、いくつか御紹介します。

まず、4の「焼却灰等への不適物の混入」です。

焼却灰等の資源化に係る課題①

- 限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度から可燃ごみの焼却後に発生する**焼却灰等を資源化する取組**を進めています。
- 工場が発生した焼却灰等は、民間のセメント工場や資源化施設に運ばれ資源化されますが、焼却しきれず残った**不適物が焼却灰に混入し、問題となっています。**
- 不適物の混入により、資源化施設での**選別作業への負担増や処理設備への負荷増に伴う故障**につながっています。資源化のさらなる推進のため、廃棄物の適正な処分・搬入をお願いします。

【焼却灰に混入した不適物の例】



タイヤ（乗用車）



デスクトップパソコン

当組合では、限りある埋立処分場の延命化として、平成25年度から、可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰等を資源化する取り組みを進めています。工場が発生した焼却灰等は、民間のセメント工場や資源化施設に運ばれて資源化されていますが、焼却しきれず残った不適正ごみが焼却灰に混入し、かねてより問題となっています。

①は焼却灰に混入していた自動車用タイヤとデスクトップパソコンです。このような、焼却灰等への不適物の混入が、資源化施設での選別作業への負担増や、処理設備への悪影響につながっています。

焼却灰等の資源化に係る課題②

【焼却灰に混入した不適物の例】(続き)



金属くず



金属くず(缶)

焼却灰等の搬入先の一つである民間施設では、搬入した焼却灰の1割が金属くずであるというデータが出ています。

近年は特に金属くずの割合が増加傾向にあります。

②は焼却灰に混入していた金属くずです。

5 その他

(処理施設の停止につながる不適正ごみ等)

次に5の「その他」として3点ほどお話します。

(1) 水銀による影響

- 工場において、水銀が混入したごみが原因で、排ガス中の水銀濃度が高くなり、焼却炉が停止する事案が発生しています。
- 工場が停止すると、復旧には数か月程度の期間を要し、**23区の清掃事業に重大な影響を及ぼします**。加えて、施設内の水銀の除去には**多額の費用がかかることがあります**。

【水銀を使用した製品】



血圧計



体温計



蛍光灯



水銀試薬等

原因者が特定できた場合、刑事告発や損害賠償等の法的対応を取る可能性があります。

【水銀混入ごみにより停止し復旧に費用を要した主な工場】

清掃工場名	停止期間			復旧に要した外注費用	
足立清掃工場	平成22年6月11日	から	平成22年9月3日	まで	約2億8,000万円
光が丘清掃工場	平成22年7月8日	から	平成22年10月18日	まで	約550万円
江戸川清掃工場	平成25年9月18日	から	平成25年10月12日	まで	約350万円
中央清掃工場	平成26年2月8日	から	平成26年6月11日	まで	約1億9,600万円
中央清掃工場	平成28年3月11日	から	平成28年5月5日	まで	約1,200万円

一つ目は、水銀による影響です。血圧計や体温計など、水銀が混入したごみが原因で、工場からの排ガスの水銀濃度が高くなり、焼却炉を停止せざるを得なく事案が度々発生しています。下表のとおり、工場が停止すると、復旧には数か月程度の期間を要し、清掃事業に多大な影響を及ぼすとともに、施設内の水銀除去には多額の費用がかかります。水銀は有害です。絶対に搬入しないよう、お願いいたします。

(2) リチウムイオン電池による影響

- リチウムイオン電池は、**破損や変形により発火する危険性が高く**、不燃ごみや粗大ごみ等に混入していたことで、**清掃車両や施設で火災が発生**する事例が多数報告されています。
- リチウムイオン電池の廃棄にあたっては、各区の分別ルールに従ってください。

令和2年11月21日発生（中防処理施設）



コンベヤ火災

令和4年6月22日発生（中防処理施設）



消火後の現場

令和5年1月26日発生（中防処理施設）



発火原因の二次電池（黄色テープで絶縁処理済）

令和5年2月10日発生（中防処理施設）



コンベヤ火災

次に、リチウムイオン電池による影響です。リチウムイオン電池は、衝撃や破損、変形によって発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ等に混入していたために、清掃車両や施設で火災が発生する事例が多数報告されています。

写真は中防処理施設で発生した大規模火災の様子です。リチウムイオン電池の廃棄にあたっては、各区の定めるルールに従ってください。

(3) 不適正搬入による違反事例

- 令和4年4月21日～26日までの間、墨田清掃工場において、新型コロナウイルスワクチンの接種証明書等に貼付されるシールが大量に搬入されているのが確認されました。
- シールの材質は紙とプラスチックの混合物であり、産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当します。ところが、業者はこれを再生資源（繊維・紙くず）とし、再生資源の減免制度（手数料5割減額）を使って搬入していました。
- 当該業者は廃掃法違反により送致され、代表取締役個人に対し、懲役1年6ヶ月（執行猶予3年）、罰金50万円が併科され、法人に対し、罰金200万円が科されました。



工場のバケに投入されていた
ワクチンシール



未使用のワクチンシール



外箱にモデルナ製ワクチンの記載



ワクチンシールの箱が大量搬入

本件に係る罰則規定

○受託禁止違反（廃掃法第14条第15項）

→産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない。

○投棄禁止違反（廃掃法第16条）

→何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。



【罰則】 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、または併科。法人にあっては、三億円以下の罰金。

最後に、不適正搬入による違反事例です。新型コロナウイルスワクチンの接種証明書に貼付されるシールが大量に搬入された事例を紹介します。ワクチンシールの材質は紙とプラスチックの混合物であり、産業廃棄物の廃プラスチック類に該当しますが、事業者はこれを再生資源の繊維・紙くずとした上で、持込手数料が5割減額となる再生資源の減免制度を使って搬入していました。

警察による捜査で、当該業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反により逮捕、送致され、懲役と罰金刑が科されました。当時のニュースで取り上げられた事案ですので、ご参考までに紹介いたします。

(4) 関係条文

条例（抜粋）

（受入基準）

第7条 廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者は、組合規則で定める受入基準に反しなければならない。

（受入拒否）

第8条 管理者は、廃棄物を処理施設又は投入施設に搬入する者及び運搬施設を利用する者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合は、その受入れを拒否することができる。

- (1) 前条の受入基準に反するとき。
- (2) その他管理者が受け入れることが適当でないとき。

規則（抜粋）

（持込承認の取消し等）

第3条の3 前条第三項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者は、その承認を取り消し、期間を定めて継続持込みを停止し、又は期間を定めて搬入先等を制限することができる。

2 前条第五項の規定により承認を受けた者が条例、この規則その他の法令の規定又は管理者が指示する事項に違反したときは、管理者はその承認を取り消すことができる。

（受入基準）（抄）

第8条 条例第七条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の場合 次に掲げるとおり。
 - イ 東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であつて、次のいずれにも該当しないものであること。
 - (1) ふん尿
 - (2) 動物の死体
 - (3) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - (4) 有害性の物
 - (5) 爆発性の物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
 - (6) 液状の物（投入施設に運搬する場合のし尿を除く。）
 - (7) 粉末状又は粒状で飛散するおそれのある物
 - (8) 汚濁施設にあつては、汚濁に適合しない物
 - (9) その他処理施設、投入施設又は運搬施設の管理運営に支障を来すおそれのある物

※(9)に該当する物（要綱第6条第2項より）

（清掃工場の場合）

①柱・樺状で長さが50cmまたは角・径が10cmを超える物、②板状で一面の長さが50cmを超える物、③箱形で対角線の長さが50cmを超える物、④壘においては1/4以下（多摩川清掃工場においては1/5以下、世田谷・渋谷・豊島清掃工場においては一面の長さが50cm以下）に切断されていない物、⑤ロール状の物⑥一時に大量に搬入される物、⑦搬入に長時間を要するなど清掃工場での受入れに支障を来すおそれのある物、⑧フレキシブルコンテナバッグ⑨豊島清掃工場においては紙おむつ

（中防処理施設の場合）

①柱・樺状で長さが180cmまたは角・径が30cmを超える物、②板状で縦が180cmまたは横が90cmを超える物、③箱形で縦が180cmまたは横が90cmまたは奥行きが50cmを超える物、④一時に大量に搬入される物、⑤搬入に長時間を要するなど中防処理施設での受入れに支障を来すおそれのある物、⑥清掃工場で受入れ可能な物、⑦フレキシブルコンテナバッグ

（受入拒否）

第9条 条例第八条第二号の管理者が受け入れることが適当でないとき、次に掲げる場合とする。

- (1) 特別区の区長が処理施設への搬入を禁止しているとき。
- (2) 特別区の区長が定める一般廃棄物管理票の提出義務のある者が、当該管理票を管理者に提出しないとき。
- (3) その他処理施設、投入施設又は運搬施設の適正な管理運営のために管理者が別に定めるとき。

要綱（抜粋）

（持込みにおける遵守事項）（抄）

第20条 持込みの承認を受けた者は、承認を受けた処理施設及び承認を受けた廃棄物に限り、持込むことができるものとする。

3 持込みを行う者は、第4条に規定する持込車両の基準及び条例第7条に規定する廃棄物の受入基準を遵守しなければならない。

11 持込みを行う者は、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、大学及び研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）等の医療行為等に伴って排出される一般廃棄物を持ち込むときは、感染性廃棄物ではないこと又は法定された滅菌方法で処理された廃棄物であることを明らかにしなければならない。

（搬入物検査等）（抄）

第21条 管理者は、持込みを行う者に対し、当該廃棄物が条例第7条に規定する受入基準に適合していることを確認し、必要に応じて指導すること（以下「搬入物検査」という。）ができる。

（持ち帰り指示）

第22条 管理者は、持込みを行う者が、次のいずれかに該当する行為を行ったときは、条例第8条の規定に基づき、当該廃棄物の受入れを拒否することができる。

- (1) 第20条各項のいずれかに違反したとき
- (2) 前条に規定する搬入物検査を拒否したとき

なお、持込みに関する規程は、47ページに記載しておりますので、ご関心のある方はご覧ください。

本日の説明は以上となります。ごみの不適正搬入が清掃事業に与える影響について、ご理解いただけましたでしょうか。本日のお話が、ごみの出し方について、振り返るよい機会となれば幸いです。最後までご清聴いただきありがとうございます。